

来年度の薬剤師関係の予算事業 について

平成28年2月26日 医薬分業指導者協議会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン推進事業について
2. 薬局医療安全対策推進事業費について
3. 医薬分業啓発普及事業について
4. おわりに

本日のトピック

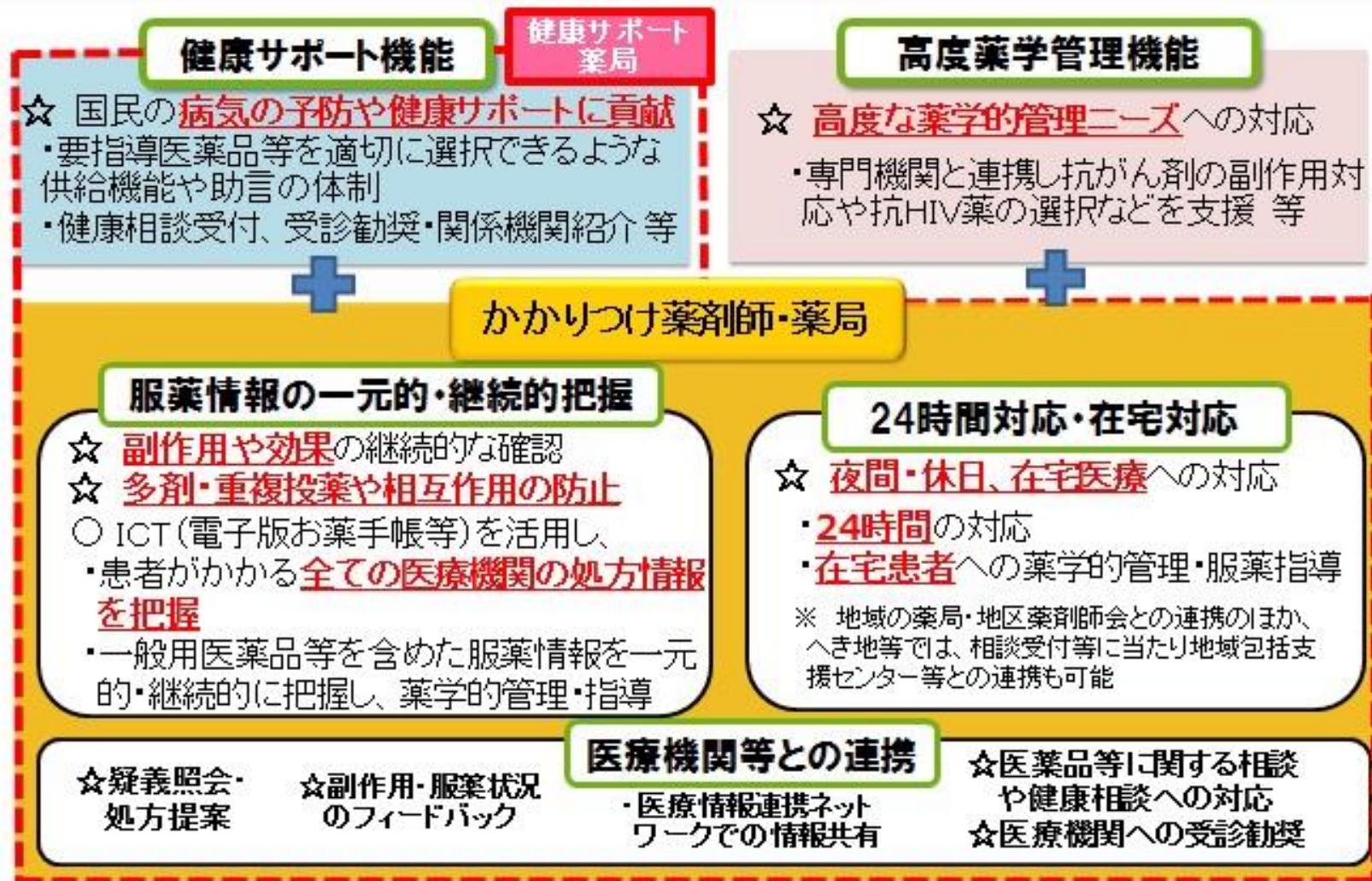
1. 患者のための薬局ビジョン推進事業について
2. 薬局医療安全対策推進事業費について
3. 医薬分業啓発普及事業について
4. おわりに

「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

※平成27年10月23日公表

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組む。



現状

薬局・薬剤師の地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援(健康サポート)を推進するため、平成26年度にモデル事業を実施し、平成27年度には、平成26年度事業で把握した課題や好事例等を踏まえ、事業内容の充実・発展を図るとともに、健康サポート機能を有する薬局(健康サポート薬局)の基準の作成等を行うなど継続的な取組を行ってきている。

今後、健康サポート薬局の推進・活用を図ることを含め、規模や立地条件等様々な薬局が全体として、健康サポートや地域包括ケアに貢献できるようにしていくことが必要であり、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定。かかりつけ薬剤師のいる薬局としてかかりつけ薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。

このため、平成28年度においては、

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別のモデル事業
2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業を実施することとする。



事業概要

H26・27年度事業

薬局・薬剤師による健康サポートの取組を推進(モデル事業、基準作成等)

次のステップ

H28年度事業

健康サポート薬局も含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化に向けた患者のための薬局ビジョン実現のための事業(テーマ別モデル、実態調査・ロードマップ検討事業)

事業イメージ案

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業

メニュー事業

2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業

患者のための薬局ビジョン(「門前」から「かかりつけ」へ)の実現のための具体的な施策を検討する上で参考となるよう、薬局の実態(立地条件、店舗面積、開局時間等)を調査し、ビジョン実現のためのロードマップや具体の施策を講じる上での留意点等を検討する。

- ①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業
・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るため、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。
- ②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。
- ③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業
・様々な健康情報(食事・運動情報)などとリンクした電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。
- ④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業
・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。

事業の参考となる通知等

- 「『患者のための薬局ビジョン』～『門前』から『かかりつけ』、そして『地域』へ～」
(平成27年10月23日公表)
- 「健康サポート薬局のあり方について」
健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会報告書(平成27年9月24日)
- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第19号)
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成28年厚生労働省告示第29号)
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成28年2月12日薬生発第0212号第5号)
「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(通知)」(平成28年2月12日薬生発0212第8号)
- 「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

上記の通知等は下記のHPで確認できます。

薬局・薬剤師に関する情報

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン推進事業について
2. **薬局医療安全対策推進事業費について**
3. 医薬分業啓発普及事業について
4. おわりに

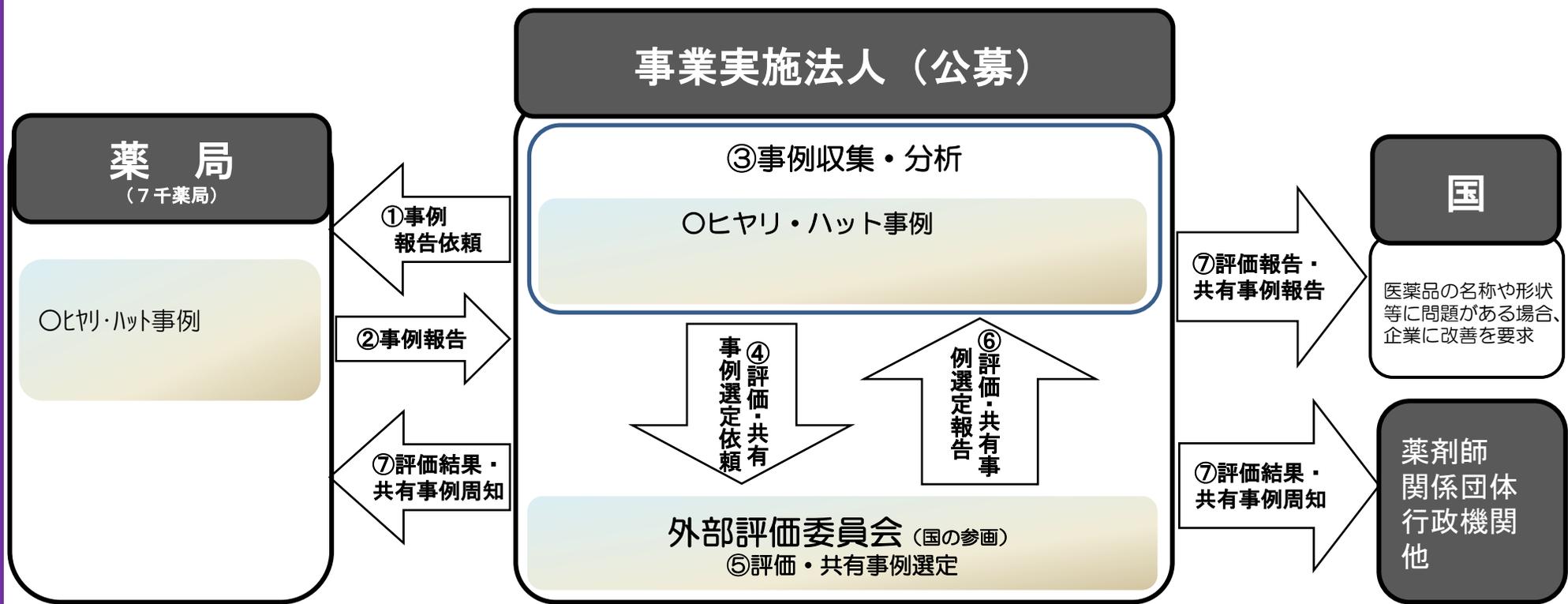
■事業の必要性

- 医療安全の確保は、医療政策における最も重要な課題の一つであり、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底のため、薬局においてもヒヤリ・ハット事例の収集を行うことが当面取り組むべき課題とされている。

※「今後の医療安全対策について」（平成17年5月医療安全対策検討ワーキンググループ報告書）

■事業の概要

- 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析、評価、共有事例周知「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」の拡充（対象薬局の拡大）



■事業の効果

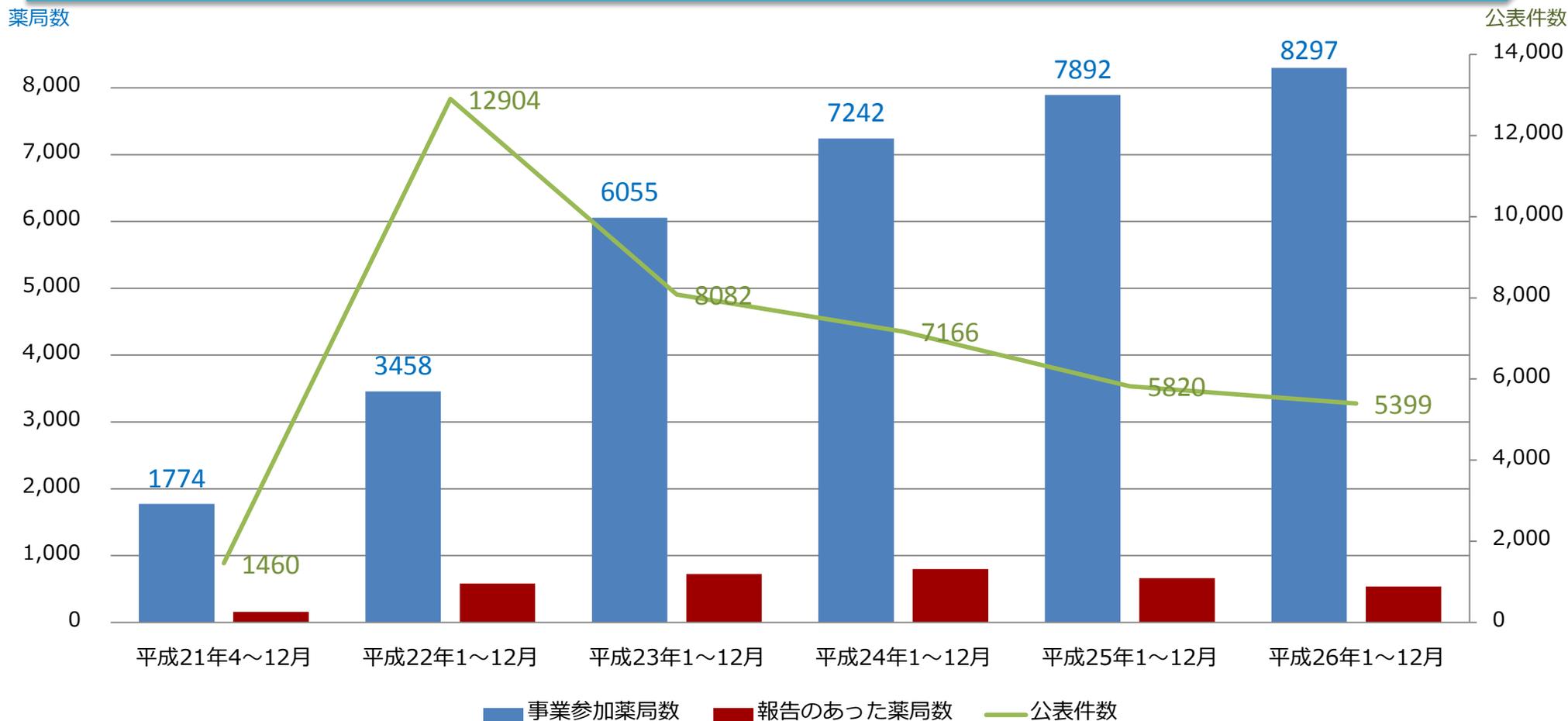
薬局における医療安全が推進される

薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業の概要と報告件数の推移

【事業の概要】

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

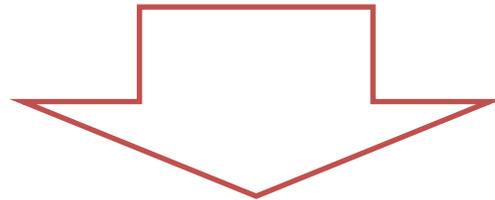
H21年4月より薬局の参加登録、ヒヤリ・ハット事例の収集を公益財団法人日本医療評価機構が実施している。



薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業で報告する範囲

【ヒヤリ・ハット事例として報告する範囲】

1. 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
2. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
3. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。



ヒヤリ・ハット事例の報告範囲は、医療機関でも発生しうる調剤業務に関するヒヤリ・ハット事例だけでなく、医療機関に対して疑義照会を行った結果、薬局で発見された事例や薬局における一般用医薬品の販売に関する事例など、薬局に特徴的な事例なども含まれる。

報告の一例

医薬品の販売に関する事例の報告

【事例の内容】

バイアスピリンを飲んでいる人が、一般用医薬品のバファリンを売って欲しいと言われるので、バイアスピリンと重複するのでやめといた方がよいですよと伝え、販売しなかった。

【背景・要因】

飲んで悪いことはないが、この方は潰瘍まで起こしたことはないもののタケプロンも飲んでいて胃が弱いので売れなかった。

【改善策】

他所の薬局だと知らなかっただろうし、本人も飲んでいる薬の説明をしなかっただろうから、そのまま販売されていたかもしれない。一般用医薬品を購入する際に自分の飲んでいる薬を説明して、飲んでよいか判断してもらうことが重要であることを、一般の人に知ってもらわなければ、同様のことが起きる可能性がある。お薬手帳の携帯と提示を習慣づけられると良い。

The screenshot shows a web application interface for 'Pharmacy Hi-Yari-Hat' incident collection and analysis. At the top, there are logos for '公益財団法人 日本医療機能評価機構' and 'Japan Council for Quality Health Care', and the title '薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業'. Below the title is a search bar and a '検索' (Search) button. The main area is divided into sections for '発生年月' (Incident Date), '事例番号' (Incident Number), and '事例の内容' (Incident Content). There are also checkboxes for '調剤', '販売照会', '特定保険医療材料', and '医薬品の販売'. A table at the bottom shows search results with columns for '選択', '事例番号', '発生年月', '事例の概要', '事例の内容', and '詳細'.

※ 薬局医療安全対策推進事業
ホームページ「公開データ
検索」より

上記のように本事業で収集した事例はホームページ上で確認でき、事例のデータベースとして活用できる。

ヒヤリ・ハット事例だけでなく、上記のような事例も共有することで、薬剤師の活躍事例の積み上げに協力して頂きたい。

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン推進事業について
2. 薬局医療安全対策推進事業費について
- 3. 医薬分業啓発普及事業について**
4. その他の事業について

医薬分業普及啓発事業

【事業の概要】

医薬分業を広く国民に普及させるため、特に「薬と健康の週間」において、医薬品の適正使用、かかりつけ薬局等についての啓発ポスター等を作成し、医薬分業を推進する。

薬と健康の週間とは？（毎年10月17日～23日）

目的

- 本週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

由来

- 昭和24年に「全国薬学週間」が開催されたことに由来。
昭和53年度から「薬祖神祭の日」である、10月17日を初日とする1週間を実施期間としている。



薬祖神



薬祖神祭の様子



パンフレットとポスター 12

薬と健康の週間における各地で行われる啓発イベント



大型ショッピングセンターでの
街頭おくすり相談会



無料での血圧測定



老人クラブでの
おくすり説明会



こどもの調剤体験



危険ドラッグ撲滅の
啓発活動

※その他、県民に対する啓発活動として、

県民に対しジェネリック医薬品工場見学会、薬草観察ハイキング、AEDと心肺蘇生法の体験、献血啓発活動を行っている都道府県もある。

今後も「薬と健康の週間」等を通じて、医薬品や薬剤師等の専門家の役割についての正しい知識を一人でも多くの国民に普及させるため、**地域の実情を踏まえて各種関連団体と連携を取りつつも、創意工夫をこらした啓発活動を積極的に行って頂きたい。**

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン推進事業について
2. 薬局医療安全対策推進事業費について
3. 医薬分業啓発普及事業について
4. おわりに

ご清聴ありがとうございました。

薬局・薬剤師に関する情報

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

おくすりe情報

おくすりe情報

検索



<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

PMDAメディナビ

検索



<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。

